

善通寺市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（当該事業年度に設立された法人を除く。）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 誓約書（第2号様式）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 支援法人として行おうとする業務の方法が適切なものであると認められること。

(6) 支援法人として行おうとする業務が、普通空き家等対策計画に即している業務その他の市が必要と認める業務で、かつ、法第24条第1号に規定する業務及び同条各号（第1号を除く。）に規定するいずれかの業務と認められること。

(7) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(8) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(9) 当該申請の日から起算して5年以内に、市町村と連携して空き家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める実績を有すること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空き家等管理活用支援法人指定書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、法第25条第3項の規定によるもののほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定取消書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

善通寺市長 様

法人の住所
法人の名称又は商号
代表者氏名
事務所又は営業所の所在地

空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）
第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記のとおり申
請します。

記

1 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

- 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する当該空家等の管
理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活
用を図るために必要な援助（必須）
- 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空
家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

2 添付書類

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 誓約書
- (10) その他業務に関し参考となる書類

※該当する□にレ印を記入してください。

年 月 日

善通寺市長 様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

誓約書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定申請に当たり、善通寺市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年善通寺市告示第26号）第3条第1項各号のいずれにも該当することを誓約します。

善市第 号
年 月 日

様

善通寺市長

空家等管理活用支援法人指定書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

善通寺市長 様

名称又は商号

代表者氏名

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

年 月 日

善通寺市長 様

名称又は商号

代表者氏名

業務変更届出書

善通寺市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

年 月 日

善通寺市長 様

名称又は商号

代表者氏名

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、善通寺市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

善市第 号
年 月 日

様

善通寺市長

指定取消書

善通寺市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

（教示）

この命令について不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に善通寺市長に対して審査請求することができます。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に善通寺市を被告（善通寺市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この命令があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この命令の日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。